

令和3年12月7日

〒850-0057 長崎市大黒町3番15号 藤丸ビル
株式会社ぜに屋本店 御中

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）10：30～13：30】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福 崎 博 孝

(申入担当者 弁護士 横山公一)

(電話095-827-0356)



申入書

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を図ることを目的に、消費者団体、学識経験者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成されている法人であり、将来的に適格消費者団体としての認定申請を予定しています。

さて、当法人から令和3年5月20日付で御社の本店ビルに設置された看板（以下「本件看板」といいます。）及び御社が運営するウェブサイト¹（2021年4月10日時点のもの。以下「本件サイト」といいます。）の内容についてご照会したところ、御社からは同年7月30日付で回答書を頂きました。ご対応いただき、ありがとうございます。御社からの回答書を踏まえ、当法人において改めて検討した結果、やはり景品表示法上問題があると判断せざるを得ない箇所がございました。そこで、当法人から御社に対し下記のとおり申入れをします。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、本申入れに対する御社のご回答を、文書にて、令和4年1月末日までに当法人にお知らせ下さい。なお、ご回答にお時間を要する場合には、その旨をご連絡いただけますと幸甚です。ご不明な点がございましたら、申入担当者までお問い合わせ下さい。

敬具

¹ ホームページの URL は <https://zeniyahonten.co.jp/>

第1 申入れの趣旨

- 1 質値を顧客が付けるかのような次の表現を削除して下さい。
 - (1) 本件看板の「質値は貴方に付けて頂きます」という表現
 - (2) 本件サイト内の「会社概要」と題するウェブページ²上の「テレビCMでお馴染みの『質値はあなたに付けて頂きます』というキャッチフレーズ」という表現
 - (3) テレビCMで現在も「質値は貴方（あなた）に付けて頂きます」という表現を用いておられる場合、その表現
- 2 買取額に関する次の表現を削除して下さい。

本件サイト内のホームページ上の「長崎県で買取といえば、一番の買取価格・・・をもつ『ぜに屋』にお任せください!」という表現
- 3 質値に関する次の表現を削除して下さい。
 - (1) 本件サイト内の「会社概要」と題するウェブページ上の「質値は最高」という表現
 - (2) 本件サイト内の「会社概要」と題するウェブページ上の「ぜに屋における質値は・・・それ以上は望めない最高の質値と考えております」という表現
- 4 保管に関する次の情報についてこれが正確な情報であるか確認して、誤りであるか裏付けがとれない場合は削除し、事実であれば情報の出所を明記して下さい。

本件サイト内の「初めての方へ」と題するウェブページ³上の「日本全国の質屋の中でも国土交通省から倉庫業の許可を受けて完全保管するのは、ぜに屋本店だけです。」という情報
- 5 質料に関する次の表現を削除して下さい。

本件サイト内の「会社概要」と題するウェブページ上の「質料は最低」という表現

第2 申入れの理由

- 1 景品表示法の規制について

² <https://zeniyahonten.co.jp/company/>

³ <https://zeniyahonten.co.jp/about/>

品質や価格についての情報は、一般消費者が商品・サービスを選択する際の重要な判断材料であり、一般消費者に正しく伝わる必要があります。ところが、商品・サービスの品質や価格について、実際よりも著しく優良又は有利であると見せかける表示が行われると、一般消費者の適正な選択が妨げられます。このため、不当景品類及び不当表示防止法（いわゆる景品表示法）では、一般消費者に誤認される不当な表示を禁止しています。

具体的には、景品表示法5条4において、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示が優良誤認表示として禁止され（1号）、商品やサービスの価格などの取引条件について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより著しく有利であると一般消費者に誤認される表示が有利誤認表示として禁止されています（2号）。

2 各申入事項について

(1) 申入れの趣旨1項（「質値は貴方に付けて頂きます」の削除）について

御社の回答書によれば、御社におかれても質値を顧客が付けるような実態はないようです。そうすると、「質値は貴方に付けて頂きます」という表現は、実態と合っていないこととなります。

にもかかわらず、この表現だけを見ると、一般消費者は、御社では本当に顧客の希望額をそのまま質値としてもらえるのかと期待することがあ

⁴ 景品表示法5条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

り得ます。この場合、通常の質屋において店側が査定して質値を付けるのと比べて著しく有利であるという誤認を与えています。

また、インパクトの強い広告ですので、まさか顧客の希望額がそのまま質値になることは実際にはなかろうと冷静に考えたとしても、御社がそのような強気の宣伝をするからには、競合他社よりは顧客の希望額に近い質値を付けてもらえるのではないかという期待が生じることは消費者心理からして往々にしてあり得ます。この場合も、やはり一般消費者に誤認を与えています。

したがって、「質値は貴方に付けて頂きます」という表現は、景品表示法が禁止している有利誤認表示（同法5条2号）に当たると考えます。

よって、申入れの趣旨1項のとおり申し入れます。

(2) 申入れの趣旨2項（「一番の買取価格」の削除）について

御社の回答書によれば、「金・プラチナの買取価格は田中貴金属の買取部門のリ・タナカ様よりも高い金額をつけておりますので、県内で一番高い金額で買取らせていただいていると云っても過言ではないと思います。」とのことですが、金・プラチナ以外については、市場調査の結果を拝見しても、調査対象となった一部の品物について御社が一番高い価格を付けたことが分かるだけです。

そのため、御社が「長崎県内で買取といえば、一番の買取価格」をもつと言い切ってしまうには根拠が乏しいと言わざるを得ません。

したがって、御社が「長崎県内で買取といえば、一番の買取価格」をもつという表現は、景品表示法が禁止している有利誤認表示（同法5条2号）に当たると考えます。

よって、申入れの趣旨2項のとおり申し入れます。

(3) 申入れの趣旨3項（「質値は最高」等の削除）について

御社の回答書によれば、御社は「取扱件数・金額も多い上に質流れの率全国平均が25%に対し、弊社は約8%ですので、流れた商品で儲けを出す必要はなく、受け出していただく時に頂戴する質料で商売をさせていただけるのです。ですから弊社ではお預かり時点での相場（市場等で売れる金額）の95%～105%を絶対値と呼び弊社の質値としております。よってその時点で他店様との質値の差は自ずとつきます。」とのこと。

しかし、御社に持ち込まれる品物は多数あり、それら全てについて御社

の質値が競合他社と比べて最も高いという保証はないものと存じます。

したがって、「質値は最高」等の表現は、景品表示法が禁止している有利誤認表示（同法5条2号）に当たると考えます。

よって、申入れの趣旨2項のとおり申し入れます。

(4) 申入れの趣旨4項（保管に関する情報の真偽確認等）について

御社の回答書によれば、「大手の質屋さんの中で質蔵が国土交通省の許可倉庫を完備している方は他におられませんので、他店様より優良であることに間違いはないと存じます。」とされています。

しかし、「大手の質屋さんの中で国土交通省の許可倉庫を完備している方は他におられません」という回答からは、大手でなければ国土交通省の許可倉庫を完備している質屋がある可能性があるように読めます。また、照会書においては、日本全国の質屋の中で国土交通省から倉庫業の許可を受けているのが御社だけであるという情報がどのようにして調べたいつの時点のものかをお尋ねしていたのに、明確なご回答を頂けなかったため、それが本当に正確な情報であるのか疑問を拭えませんでした。

それが事実でない又は裏付けがない情報だとすれば、景品表示法が禁止している優良誤認表示（同法5条1号）に当たると考えます。

よって、申入れの趣旨4項のとおり申し入れます。

(5) 申入れの趣旨5項（「質料は最低」の削除）について

御社の回答書によれば、「長崎県内は勿論全国的にも、元金5万円未満の質料は8%/月のところ、弊社は5%/月、元金100万円の質料の利率は3%/月のところ弊社は1.5%/月であり最低の質料です。全国的に見れば弊社より若干低い利率のところも一社出てきましたが、そこは全国質屋組合連合会にも加盟していない大資本の業者で、我々一般の質屋とは比較できないと思います。」とのことでした。

そうであれば、元金5万円未満の場合と元金100万円の場について御社の質料が低い水準にあることは認められるのですが、事情はどうであれ御社より若干低い利率の質屋がある以上、御社の質料が「最低」であると言い切ってしまうと事実と反することになります。

したがって、「質料は最低」という表現は、景品表示法が禁止している有利誤認表示（同法5条2号）に当たります。

よって、申入れの趣旨5項のとおり申し入れます。

第3 おわりに

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、宜しくご対応くださいますようお願い申し上げますとともに、ご対応結果（ご対応いただけない場合にはその理由）を、令和4年1月末日までに、当法人（長崎市賑町5番24号 向ビル201）へ文書にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

以 上